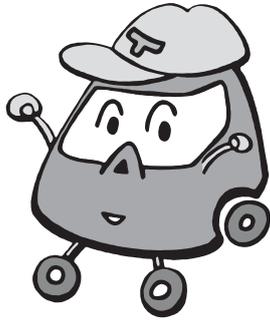


兵ト協ニュース

2009.4 No.273
.....



たんとうチューリップまつり(豊岡市)



もくじ

○ 第45回 通常総会を開催	1
○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 平成21年度整備管理者選任前研修の追加開催のお知らせ	3
(環境) 平成21年度グリーン物流パートナーシップ推進事業 普及事業 提案要領	6
(警察) 特殊車両による交通事故等の防止に関する指導の再徹底について(要請)	10
(全ト協) 平成21年春の全国交通安全運動 社団法人全日本トラック協会実施計画	12
大型車両の安全な通行等に関する指導について	15
○ 事務局からのお知らせ	
平成21年度「安全性優良事業所」認定申請に係る研修会のご案内	16
第33回近代化融資及びNOx・排ガス融資並びに特別増車事業融資申込について(ご案内)	18
平成21年度グリーン経営認証取得促進助成事業について	28
「トラック運転者の危険予測テスト」の追加について	28
○ 陸災防のページ	29
○ 会員だより	39
○ 協会日誌	42

第45回 通常総会を開催

平成21年度事業計画・予算案など5議案を可決

1 平成21年度事業計画

平成20年度の我が国経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面にある。雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の資金繰りも厳しい状況となっており、こうした結果、平成20年度の国内総生産の実質成長率はマイナスになると見込まれている。

政府は、平成21年度の我が国の経済見通しについて、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需とも厳しい状況が続くが「安心実現のための緊急総合対策」「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」による効果が見込まれ、年度後半には民間需要の持ち直しなどから低迷を脱していくことが期待され、平成21年度の国内総生産の実質成長率は、0%程度になると見込んでいるが、今後の世界の経済金融情勢の悪化によっては、景気の下降局面がさらに厳しく、また長くなるリスクが存在することに留意する必要があるとしている。

このような厳しい経営環境下にあつて、我が国の国民生活、産業経済のライフラインを担うトラック運送業界は、昨年、国が打ち出された燃料サーチャージの定着など適正運賃の確保を最優先課題として引き続き取り組むことをはじめとして、事故防止、省エネ対策、法令遵守、少子化時代の労働力確保などの諸課題に果敢に取り組み、公共的使命の達成と今後のトラック事業の発展を期していかなければならない。

このため、平成21年度においては、昨年来の国の中小トラック事業者に対する助成措置等諸対策の動向を見極めつつ、国の力強い景気対策を強く要望し、現下の経営危機突破を目指して、適切な行動を推進することをはじめとして、全日本トラック協会、近畿トラック協会等関係団体との一層緊密な連携のもとに、以下の10項目を重点施策と位置づけ各事業計画に基づく諸施策を積極的に推進していく。

なお、事業の遂行にあたっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適切な執行に努めるものとする。

[重点事項]

- 軽油価格変動に対応した適正運賃確保の促進と省エネ対策の推進
- 軽油引取税をはじめとする自動車関係諸税の負担軽減・簡素化と環境税等新税導入の絶対反対
- 高速道路通行料金引き下げの着実な拡充
- 運輸事業振興助成交付金の活用による各種対策の充実
- 交通・労災事故撲滅運動及び環境対策の積極的な推進
- 貨物自動車運送適正化事業の推進による法令遵守の徹底と輸送秩序の確立
- 少子高齢化に対応した労働力の確保、事業後継者の育成と事業継承対策の推進
- 荷主等対外広報活動の強化
- 行き過ぎた規制緩和の必要な見直しへの対応
- 物流の効率化を通じた国際物流の振興

2 平成21年度一般会計収支予算並びに研修会館特別会計収支予算

- | | |
|-------------------|-----------|
| ○ 一般会計収支予算額 | 233,307千円 |
| ○ 本部研修会館特別会計収支予算額 | 26,051千円 |
| ○ 西部研修会館特別会計収支予算額 | 8,527千円 |

3 平成21年度交付金に係る事業計画・収支予算及び平成21年度交付金事業運営関連特別会計収支予算並びに基金の一部処分

(主な事業)

- 事故防止・交通安全対策
 - ・自動車事故対策機構等の活用
 - ・過積載防止運動
 - ・ドライバーコンテスト
 - ・交通安全運動等の実施
 - ・交通事故防止対策
 - ・整備管理者研修

- 環境対策事業
 - ・自動車交通公害等環境問題対策事業

- 緊急輸送対策事業並びに輸送サービスの改善事業
 - ・緊急輸送体制の整備
 - ・輸送サービスのPR

- 中小企業近代化対策事業
 - ・中小企業近代化対策
 - ・人材養成事業

- 物流コストの低減・効率化対策並びに情報システムの促進対策事業
 - ・物流効率化・情報化の推進

- 適正化事業
 - ・適正化事業管理
 - ・輸送秩序確立対策事業
 - ・適正化啓発対策事業

(予算額)

○ 運輸事業振興助成交付金事業会計収支予算額	617,162千円
○ 近代化基金運営事業特別会計収支予算額	96,150千円
○ 神戸トラックステーション運営事業特別会計収支予算額	1,253千円
○ 研修センター運営事業特別会計収支予算額	5,500千円
○ 地区輸送サービスセンター運営事業特別会計収支予算額	16,000千円
○ 自動車交通公害・環境対策事業基金特別会計収支予算額	60,150千円

基金の一部処分

平成21年度の運輸事業振興助成金収入では事業計画を遂行するための財源が不足するため自動車交通公害等環境対策運営事業基金から6,000万円を、近代化基金から5,000万円を取り崩し各々の経費に充てる事になりました。

※詳細につきましては、第45回通常総会議案書（平成21年3月24日版）をご覧ください。



行政からのお知らせ



国土交通

平成21年度整備管理者選任前研修の追加開催のお知らせ

神兵整第511号の3
平成21年3月17日

社団法人 兵庫県トラック協会 専務理事 殿

神戸運輸監理部兵庫陸運部長

平成21年度 整備管理者選任前研修の実施について（増回分）

時下、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は国土交通行政につきまして格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記研修について、整備管理者選任前研修実施要領（近運達甲第7号、平成15年4月18日制定）に基づき、平成20年12月19日付け「神戸運輸監理部兵庫陸運部公示」より実施することとなっておりますが、整備管理者制度の改正で平成21年度中に受講が必要な事業者が多数見受けられたことにより増回して実施することとなりました。

つきましては、平成21年3月17日付け「神戸運輸監理部兵庫陸運部公示（増回分含）」の写しを送付いたしますので、貴傘下会員への連絡方宜しくお願いいたします。

神戸運輸監理部兵庫陸運部公示（増回分含）

神兵整公示第4号

平成21年度整備管理者選任前研修について、整備管理者選任前研修実施要領（近運達甲第7号、平成15年4月18日制定）に基づき、下記のとおり増回実施する。

平成21年3月17日

神戸運輸監理部兵庫陸運部長

記

1. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任予定の者（整備士の資格を有さない方）

2. 研修内容

- (1) 整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項
- (2) 整備管理者の業務、権限に関する事項
- (3) 点検・整備の方法に関する事項
- (4) 整備管理者の関係法令に関する事項
- (5) その他整備管理者に必要な事項

3. 実施日時及び実施場所 上半期（4月～9月）

	実施日時	実施場所	定員	申請締切り
	平成21年4月22日(水) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成21年4月15日(水)
満席	平成21年5月28日(木) 13:30～16:30	姫路自動車検査登録事務所(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	40	平成21年5月21日(木)
増回分	平成21年6月12日(金) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	150	平成21年6月5日(金)
	平成21年6月18日(木) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成21年6月11日(木)
	平成21年7月22日(水) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	150	平成21年7月15日(水)
	平成21年8月26日(水) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成21年8月19日(水)

※今回6月12日（金）姫路開催を増回致しました。

※5月28日（木）姫路開催分は、既に定員に達したため、受付を終了致しました。

4. 注意事項

- (1) 当日は、免許証等本人の顔写真のある身分証明書を持参下さい。
- (2) 研修開始30分前より受付を開始します。
- (3) 研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- (4) 予約は、ファックスにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。
- (5) 研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。
- (6) 研修会場の駐車場は限りがあるため、お車でお越しの方は兵庫陸運部もしくは姫路自動車検査登録事務所の駐車場をご利用ください。

5. 問い合わせ先

神戸運輸監理部兵庫陸運部整備部門

住所：神戸市東灘区魚崎浜町34-2

電話：078(453)1103 F A X：078(431)8761

整備管理者選任前研修受講申請書

(整備士資格をお持ちでない方、整備管理者の資格を有さない方の研修です)

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日生

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に掲げる研修(整備管理者選任前研修)の受講を申請します。

記

開催日：平成 年 月 日()

時 間：13:30~16:30

場 所：1 兵庫県自動車整備会館 (5階多目的ホール)

2 姫路自動車整備教育会館 (2階)

(注) 該当する開催場所の数字を○で囲んで下さい。

連絡先 (勤務先)

名 称

住 所

電話番号

FAX番号

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
2. 申請書は楷書で記入して下さい。
3. 受付は、13:00より始まります。
4. 筆記用具の他、写真付き身分証明書(運転免許証等)をご用意ください。
5. 受講番号を確認しますので受講申請書をお持ちください。
6. 研修会場の駐車場は限りがあるため、お車でお越しの方は兵庫陸運部もしくは姫路自動車検査登録事務所の駐車場をご利用ください。

環 境

平成21年度グリーン物流パートナーシップ推進事業 普及事業 提案要領

普及事業の募集について

- グリーン物流パートナーシップ会議では、昨今の燃料価格高騰等の状況も踏まえ、会員の皆様による波及効果が高く且つ持続可能な、物流分野におけるCO₂排出量削減効果（省エネ効果）のある「普及型」プロジェクト（普及事業）を募集します。

※提案時点で本会議の会員になられていない企業等の方々は、合わせて会員登録をお済ませ下さい。

■ 普及事業のイメージ

- 荷主と物流事業者のパートナーシップにより実施される物流の改善方策を通じて、排出されるCO₂削減効果（省エネ効果）が明確に見込まれるものであること。

〔例〕 ・トラックから鉄道・海運へのモーダルシフト

・拠点集約化・輸送共同化による物流効率化

・サードパーティーロジスティクスに際しての物流効率化 等

- 荷主と物流事業者の協働参加による事業であること。

◇以上の条件を満たす申請であれば幅広く募集します。

◇認定基準としては、荷主と物流事業者との間でパートナーシップが組まれていることが不可欠ですが、それに加え、

- ①事業費あたりの年間省エネルギー量（費用対効果）による評価

…費用対効果について1000kl/億円（原油換算）に対する比率で評価

（参考：H19推進決定事業の計画時の平均値…約300kl/億円）

- ②省エネルギー率による評価…省エネ率0.8（80％）に対する比率で評価

- ③事業の継続性・新規性・政策的意義等に関する評価

事業の実現性・継続性、従来の取組を改善・拡大して実施されるもの、事業の普及性、事業の新規性・創造性、政策的意義に関する評価（物流効率化法の計画策定案件、改正省エネ法に基づく省エネ計画等に位置づけられた案件、等、政策的意義の高いもの）

などを勘案し、グリーン物流パートナーシップ会議が推進決定を行います。

■ 申請書提出方法と募集期間について

- 募集（申請受付）期間

平成21年 3月31日(火)～平成21年 4月15日(水) 17:00必着

※NEDO技術開発機構で実施する「エネルギー使用合理化事業者支援事業」の申請書提出締切り日は4月20日となっておりますので、「補助金交付申請書」もあわせて作成し、NEDO技術開発機構にご提出ください。

○提出方法

以下の所定の様式に従い、申請資料を作成のうえ、朱書きで「普及事業提案書在中」と記入の上、後述の経済産業省又は国土交通省の窓口にご持参またはご送付下さい。

「鉄道・海運へのモーダルシフト」、「輸送拠点集約」、「複数事業者による共同配送」、「輸送車両等の大型化」、のいずれかに分類できる事業をご提案される方はそれぞれのフォーマットの申請書①～④)をご利用ください。上記以外の事業及び上記の分類を横断して行う事業をご提案される方は⑤の申請書をご利用ください。

また、NEDO技術開発機構の「エネルギー使用合理化事業者支援事業」の締切り日が近いため、「エネルギー使用合理化事業者支援事業」補助金交付申請書もあわせて作成のうえ、NEDO技術開発機構へご提出ください(※)。申請書様式はNEDO技術開発機構のウェブサイトをご覧ください。

※NEDO技術開発機構へ補助金交付申請書には、経済産業省・国土交通省の発行する「グリーン物流パートナーシップ推進事業(普及事業)認定書」を添付する必要がありますが、今回は、NEDO技術開発機構の「エネルギー使用合理化事業者支援事業」の締切り日が近いため、グリーン物流パートナーシップ推進事業として推進決定(認定)された場合には(申請者の皆様には別途ご連絡いたします)、「認定書」を経済産業省・国土交通省からNEDO技術開発機構へ送付いたしますので、NEDO技術開発機構への補助金交付申請提出の際にその旨をお申し出ください。

〈申請書様式〉

- ①グリーン物流PS 普及事業「鉄道・海運へのモーダルシフト」申請書／申請書別紙
- ②グリーン物流PS 普及事業「輸送拠点集約」申請書／申請書別紙
- ③グリーン物流PS 普及事業「複数事業者による共同輸配送」申請書／申請書別紙
- ④グリーン物流PS 普及事業「輸送車両等の大型化」申請書／申請書別紙
- ⑤グリーン物流PS 普及事業 申請書／申請書別紙

〈申請書記載例〉

- ①グリーン物流PS 普及事業「鉄道・海運へのモーダルシフト」申請書記載例／申請書別紙記載例
- ②グリーン物流PS 普及事業「輸送拠点集約」申請書記載例／申請書別紙記載例
- ③グリーン物流PS 普及事業「複数事業者による共同輸配送」申請書記載例／申請書別紙記載例
- ④グリーン物流PS 普及事業「輸送車両等の大型化」申請書記載例／申請書別紙記載例
- ⑤グリーン物流PS 普及事業 申請書記載例／申請書別紙記載例

※提出の際は印刷物と電子媒体(加工可能な形式、PDF不可)の両方をご提出ください。

普及事業とNEDO技術開発機構の補助事業との関係について

- 事業者で策定された各実施計画のうち、グリーン物流パートナーシップ会議において積極的に推進すべきとみなされる事業をグリーン物流パートナーシップ会議の「普及事業」として推進決定します。
- グリーン物流パートナーシップ会議で「普及事業」に推進決定されると、参加している企業等は経済産業省および国土交通省の認定を受け（「認定書」を発行します）、NEDO技術開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助制度「エネルギー使用合理化事業者支援事業」を利用することができます。
- 今回は、NEDO技術開発機構の「エネルギー使用合理化事業者支援事業」の締切り日が近いいため、グリーン物流パートナーシップ会議の「普及事業」の申請書とともに、NEDO技術開発機構への補助金交付申請書もあわせて作成し、NEDO技術開発機構へご提出ください。申請書様式NEDO技術開発機構のウェブサイトをご覧ください。
- グリーン物流パートナーシップ会議で「普及事業」に推進決定され、経済産業省・国土交通省の認定を受け、NEDO技術開発機構による補助事業の交付決定がなされた後、事業（機器・設備の導入等）を実施していただくこととなります。（グリーン物流パートナーシップ会議で推進決定されても、NEDO技術開発機構で採択されない場合がありますので、ご注意ください。）
- 応募見込み額は約14億円の予定です。

○NEDO技術開発機構の補助制度「エネルギー使用合理化事業者支援事業」

補助対象経費	物流システムの省エネルギー化（省CO ₂ 化）に必要な追加的経費（施設・設備の購入費用、等）
補助対象事業者	製造業、卸・小売業等の荷主及び貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫業者、その他これらに準ずる者 ※交付申請は必ず物流事業者と荷主企業（それに準ずる者）の共同申請をしなければなりません。
補助金額	補助対象経費の1/3以内とし、1事業あたり原則上限5億円

※NEDO技術開発機構「エネルギー使用合理化事業者支援事業」の申請要領・様式は、以下のホームページでご確認ください。（「公募情報」を参照）

<http://www.nedo.go.jp/>

CO₂排出量の算定方法

- 各申請事業のCO₂排出削減効果については、「ロジスティクス分野におけるCO₂排出量算定

方法共同ガイドラインVer.3.0」(経済産業省・国土交通省)により算定してください。

ロジスティクス分野におけるCO₂排出量算定方法共同ガイドライン

その他

- 申請にあたっては、「平成21年度グリーン物流パートナーシップ普及事業ご申請の際の注意事項」及び「グリーン物流パートナーシップ補助金 申請の手引き (Ver.2.0)」を十分お読みください。

グリーン物流パートナーシップ補助金等 申請の手引き

- 推進決定された事業は、グリーン物流パートナーシップ会議に対し、実施状況 (CO₂ 排出削減・省エネの達成状況) を毎年度末に報告していただくこととなります。
- 推進決定された事業の成果は普及・促進のための事例として広く公表いたします。
- NEDO技術開発機構の補助制度を利用した場合、省エネ効果の達成状況を別途NEDO技術開発機構への報告することとなります。
- 本制度に関し必要となる資料や書類様式のほか、グリーン物流パートナーシップ会議に関する情報はすべて下記ウェブサイトに掲載いたします。

<http://www.greenpartnership.jp/>



OFF つづけていこうよ、明日のために…
エコドライブ推進中!
(社)兵庫県トラック協会

この度、広島県警察本部交通部長から、下記の要請がありましたのでお知らせします。

平成21年 3月 9日

(社)兵庫県トラック協会会長 様

広島県警察本部交通部長

特殊車両による交通事故等の防止に関する指導の再徹底について（要請）

早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年6月に竹原市忠海東町の国道185号で発生した、大型トレーラーの荷崩れに起因する交通死亡事故等、特殊車両が原因となる交通事故・法令違反等の再発防止に関して、当方では関係機関に要請文を発出（平成20年6月27日付け）いたしましたところ、貴協会におかれましても傘下事業者に対して指導を徹底していただいたものと承知しております。

しかしながら、その後も大型トレーラー等による交通事故や違反は後を絶たず、別添のとおり運送会社の道路交通関係法令違反は、昨年1年間で17件（前年比5件増加）に及んでいます。中には積載違反の下命事件も5件あり、企業モラルを問われかねない状況となっております。

これから物流が活発化する時期に入っておりますが、世界的な経済不況から、事業運営自体にも困難を伴うことと存じます。

しかし、こうした時にこそ、各事業者においては企業コンプライアンスを向上させ、道路交通の安全を最優先に位置付けることが業界全体に対する信頼の醸成と活性化に資することになると考えます。

つきましては、貴協会の傘下事業者に対して

- 運転者に対する安全運行教育
- 確実な積荷の転落防止措置
- 運行管理者等による点検の実施
- 道路管理者等への適正な許可申請

に関する指導を再度徹底していただくようお願いいたします。

県警におきましても、引き続き、事業用貨物自動車等による交通事故の防止に徹底を期するため、交通取締り活動を強化することとしておりますのでよろしくお願いいたします。

別添

運送事業関係会社による道路法及び道路交通法違反等事件（平成20年中）

発生日	事 件 名	端 緒	事 案 概 要
1月	運送会社による道路運送車両法（運行管理者未選任）違反事件	交通事故	広島県内のタクシー会社が、運行管理者を選任しないまま、タクシー営業を行っていたもの。
1月	運送会社による道路法（無許可通行）違反及び道路運送車両法違反事件	検問	広島県内の運送会社が、車検切れの大型トレーラに車両を積載して無許可のまま運行させていたもの。
3月	運送会社による道路法（無許可通行）違反及び道路交通法違反事件	交通事故	山口県内の運送会社が、大型トレーラに車両用鉄板を積載して無許可で運送させ、運送途中荷崩れを起こし、歩道及び路上に散乱させたもの。
3月	運送会社による道路法（無許可通行）違反及び文書偽造事件	交通事故	島根県内の運送会社が、大型トレーラに建設用機材を積載して無許可で運送させ、運送途中交通事故を起こした。また、通行許可書は一部偽造されていた。
3月	運送会社による道路法（無許可通行）違反事件	交通事故	大分県内の運送会社、大型トレーラに建設機械を積載して無許可で運送させ、運送途中荷崩れを起こし、路上に落下させたもの。
3月	運送会社従業員による道路交通法（常習無免許運転容認）違反事件	交通違反	広島県内の運送会社従業員が、無免許で貨物を運送していたもの。
6月	運送会社による道路法（無許可通行）違反事件	交通事故（死亡）	兵庫県内の運送会社が、大型トレーラに船舶用機材を積載して無許可で運送中、荷崩れを起こし、対向車両に落下させたもの。
7月	運送会社による道路法（無許可通行）違反及び転落防止義務違反事件	交通事故	福山市内の運送会社が、大型トレーラにコンクリートパイプを積載して無許可で運送中、荷崩れを起こし、高速道路ランプに落下させたもの。
7月	運送会社による道路法（無許可通行）違反事件	交通事故	米子市内の運送会社の大型トレーラが無許可で運行中（帰社途中で積み荷なし）カーブで対向車線にはみ出し、対向車両と衝突したもの。
8月	運送会社による道路法（無許可通行）違反事件	交通事故	浜田市内の運送会社の大型トレーラが無許可で運行中（帰社途中で積み荷なし）運転を誤って路外に逸脱して電柱と衝突したもの。
8月	運送会社による道路法（無許可通行）違反事件	交通事故	倉敷市内の運送会社の大型タンクトレーラが無許可で濃縮果汁を積載して運行中、運転を誤って道路に横転し、積載物を路外に散逸したもの。
8月	運送会社による道路法（無許可通行）違反及び積載違反下命事件	110番通報	広島市内の運送会社が、大型トレーラに建設機械を積載して無許可で運送させ、運送途中エンジントラブルから立ち往生となり交通遮断させたもの。
8月	運送会社による道路法（無許可通行）違反及び積載違反下命事件	110番通報	福岡県内の運送会社が、大型トレーラに建設機械を積載して無許可で運送していたもの。
9月	運送会社による道路法（無許可通行）違反及び積載違反下命事件	110番通報	福岡県内の運送会社が、大型トレーラに建設機械を積載して無許可で運送していたもの。
9月	運送会社による道路法（無許可通行）違反事件	交通事故	福山市内の運送会社が、大型トレーラに工作用機械を積載して無許可で運送中、トレーラごと路外に転落させたもの。
12月	運送会社による道路法（無許可通行）違反及び積載違反下命事件	110番通報	高砂市内の運送会社が、大型トレーラに発電所部品を積載して無許可で運送していたもの。
12月	運送会社による道路法（無許可通行）違反及び積載違反下命事件	警察官の現認	佐賀県の運送会社が、大型貨物自動車にビル用大型建材を積載して無許可で運送していたもの。

平成21年春の全国交通安全運動 社団法人全日本トラック協会実施計画

平成 21 年 3 月
社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会は、交通対策本部決定の平成21年春の全国交通安全運動推進要綱並びに国土交通省策定の実実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、平成21年春の全国交通安全運動を4月6日(月)～同月15日(水)までの期間中、一人ひとりの自覚と協力によって実施項目の徹底を図り、都道府県トラック協会を通じ、本交通安全運動を推進する。

なお、実施にあたっては、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動重点の基本とするほか、「飲酒運転の根絶」を重点とする。

都道府県トラック協会においては、本実施計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、関係機関と密接に連携、協調して効果的な推進を図るものとする。この際、適正化指導員等のパトロールにより、関係車両の運行状態の把握及び会員事業者の訪問指導に努めるものとする。

なお、本年は、本運動期間中の4月10日(金)が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動に併せて、会員事業者のみならず、広く一般に対しても周知を行うものとする。

— 記 —

1. 安全運行の徹底

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者」という。）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

- (1) 経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
- (2) 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故を防止するために、前照灯の早期点灯や危険が予測される場面での減速運転を励行させる。
- (3) 酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、全運転者に対しアルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底する。
- (4) 正しい方法によりシートベルトを着用することを徹底させる。
- (5) 交通事故を事故類型別にみると追突事故が最も多いことから、追突事故防止対策について徹底させる。

- ① 最高速度の厳守と道路、交通、気象、時間帯等の状況に適応した安全速度で走行さ

- せる。特に深夜と早朝には充分注意させる。
- ② 走行速度及び路面状態に応じ、適正な車間距離を保持させる。大型貨物自動車はアイポイントが高いため、特に高速道路においては前走車への無理な追従運転をさせないとともに、脇見、漫然運転をしないように注意喚起する。
- (6) 交差点通過時の安全確認を徹底させる。
 - (7) CO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を徹底させる。
 - ① 不必要なアイドリングをさせない。
 - ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
 - ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状（加減速）運転をしない。
 - ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めに、エンジンブレーキ等を適切に使う。
 - (8) 危険物輸送の安全確保のため、荷主との緊密な連携を図る。特に関係法規を事前に学習させる。また、点呼時にはイエローカードの携行及び積荷の特徴、取扱方法、通行ルートの確認を徹底するとともに輸送時の慎重な運転を励行させる。
 - (9) 悪質・危険な運転行為、事故及び交通違反を繰り返している運転者、高齢運転者及び初任運転者に対して適性診断を受診させ、診断結果に基づいた助言指導を行うよう徹底させる。
 - (10) 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保について徹底させる。
 - ① 最高速度・制限速度を遵守するとともに、交差点右左折時やカーブ、坂道等道路状況に適応した安全な速度に減速することを徹底させる。
 - ② 積載物の確実な固縛、シート掛け等による落下・飛散防止措置を徹底させる。
 - ③ 鉄道高架橋下のトンネル等高さ制限のある場所の通行に際しては、積載物の高さの確認のうえ運行経路を指示するよう徹底させる。
 - ④ 高速自動車国道及び有料道路等自動車専用道における第一通行帯の走行を徹底させる。
 - ⑤ 基準緩和車両を運行する際には、特殊車両通行許可時に附された条件を厳守するよう徹底する。
 - (11) 運転者の運転免許証の確認を徹底させる。
 - (12) 「迷惑駐車をしない、させない」の徹底

2. 過労運転の防止

事業者は、次の事項に留意し、運転者の過労運転を防止する。

- (1) 運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の交換運転者の配置など、適切な運行計画及び乗車割の作成を行い、長時間労働を背景とした交通労働災害を防止するため、労働基準法及び改善基準を遵守させるよう改めて周知徹底する。
- (2) 過労運転及び居眠り運転の防止、「睡眠時無呼吸症候群」等健康状態に起因する事故の防止、疾病、疲労等の状態にある運転者の乗務を防ぐため、健康管理のチェック等を厳正かつきめ細やかに実施する。また、運転者に対し、職務の重要性を認識させ、健康保持について日常から自主管理を徹底させる。
- (3) 健康診断記録等を活用し、運転者の健康管理の情報を運行管理に反映させ、過労運転の防止に努める。

都道府県トラック協会長 殿

社団法人 全日本トラック協会
会 長 中 西 英一郎

大型車両の安全な通行等に関する指導について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等に関し、種々ご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、平成21年2月14日(土)午前11時47分頃、首都高速道路5号池袋線(上り)熊野町ジャンクションにおいて背高国際海上コンテナ(中身はプラスチック)を積載した大型トレーラの横転死亡事故が発生しました。

事故の主原因については、調査中ですが、当該車両は現場付近の通行許可を取得していなかったことが判明しております。

また、現場付近では昨年8月にもガソリンと軽油を満載したタンクセミトレーラが横転・炎上する事故が発生し、全線復旧に2ヶ月を要するなど、首都圏の道路交通に多大な影響を与えた事は記憶に新しいところです。

今般、首都高速道路(株)から当協会に対して、大型車両がひとたび高速道路において事故などを起こした場合、道路構造に重大な被害を与えるとともに長時間にわたり多くの利用者が不便となることから、事故が発生した場合の重大性を考慮し、特殊車両通行許可制度の遵守、安全運転の励行の徹底を周知するよう協力依頼文書が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても、同種事故の再発防止を期すため、傘下の会員事業者に対し、大型車両の運転時における特殊車両通行許可の取得、通行許可条件の厳守とともに道路における最高速度制限の遵守、カーブ、勾配等の道路状況に応じた運転速度の減速等安全運転励行の周知徹底方、よろしくお願い申し上げます。

敬具

3. 過積載運行の防止

事業者は、適切な運送（積載）計画の作成により過積載を防止する。また、過積載を助長することとなる車両の改造は絶対に行わない。

運転者には、積載物・積載重量・積載方法等を事前に確認させ、不適正な積付・固縛を防止するとともに過積載となる車両は運転させない。

4. 車両の安全確保

事業者は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し車両の安全確保の徹底を図る。

- (1) 運行車両は日常点検及び定期点検整備を確実に実施する。特に大型車に関しては、車輪脱落事故の防止のため、ディスク・ホイールの取付状況確認を含む日常点検基準、定期点検基準の内容を周知し、適切な対応が図られるよう徹底する。
- (2) 高速道路において、道路交通法に基づく最高速度を超えて運行することを目的に速度抑制装置の解除、取り外し等不正改造した事例が判明したことから、運行記録計の記録紙等を確認する等して不正改造等の排除について徹底を図る。
- (3) 運転者の視界を妨げ、車両運行上安全確保の支障となる前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取り付けを禁止させるように徹底させる。
- (4) 突入防止装置の取り外し等不正改造車両や大型後部反射器その他の反射器の破損、脱落の排除に努める。
- (5) 無車検車両、無保険車両の運行禁止及び登録番号標不適切表示車両の運転防止。

広 報 事 項

- ① 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故防止
- ② 飲酒運転の根絶
- ③ 過労運転、過積載運送、最高速度違反行為等の悪質違反、危険な運転行為の禁止の徹底
- ④ 助手席等を含むシートベルトの着用の徹底
- ⑤ CO₂の排出削減を図るためアイドリングストップ及びエコドライブの徹底
- ⑥ 事故防止・安全運転対策等に関連する法令改正等の周知
- ⑦ 自動車の点検整備の励行促進
- ⑧ 「不正改造」車両、「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑨ より安全な車両及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
- ⑩ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- ⑪ 4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」

以 上

事務局からのお知らせ

平成21年度

「安全性優良事業所」認定申請に係る研修会のご案内

これからの貨物運送事業者は、今まで以上に「安全性」の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（(社)全日本トラック協会）では、平成15年7月から利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするため、事業者の安全性を正当に評価して認定・公表する「安全性優良事業所」の認定制度をスタートさせました。

「安全性優良事業所」認定のシンボルマークは、高評価を得た事業所にのみ与えられる“安全性”の証です。

つきましては、平成21年度の認定申請に係る研修会を下記のとおり開催致しますので、ご案内申し上げます。

なお、出席を希望される方は、別紙申込書により5月8日(金)までに(社)兵庫県トラック協会までお申し込み下さい。

記

1. 神戸会場

日 時 平成21年5月12日(火) 13時30分～(13時受付)
場 所 (社)兵庫県トラック協会 3階大会議室

2. 姫路会場

日 時 平成21年5月19日(火) 13時30分～(13時受付)
場 所 (社)兵庫県トラック協会西部研修センター 2階大会議室

3. 但馬会場

日 時 平成21年5月20日(水) 13時30分～(13時受付)
場 所 和田山ジュピターホール

◎ 申込先・問い合わせ先

〒657-0043

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(社)兵庫県トラック協会 適正化事業部

TEL (078) 882-5556

FAX (078) 882-5565



「安全性優良事業所」認定のシンボルマークは、高評価を得た事業所にのみ与えられる“安全性”の証です。

“G”の由来はGood「よい」、Glory「繁栄」の頭文字「G」を取ったものです。

『平成21年度貨物自動車運送事業 安全性評価事業研修会』申込書

(社)兵庫県トラック協会
適正化事業部宛
(F A X 078-882-5565)

※申込み会場に○印を付けて下さい

- ◎5月12日(火) 13:30～ 神戸会場 ()
- ◎5月19日(火) 13:30～ 姫路会場 ()
- ◎5月20日(水) 13:30～ 但馬会場 ()

会社名 _____

電話番号 _____

参加者名 _____

支部名 _____

会 員 各 位

社団法人 兵庫県トラック協会
会長 福 永 征 秀

第33回近代化融資及びNOx・排ガス融資並びに 特別増車事業融資申込について(ご案内)

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、運輸事業振興助成交付金事業に基づき、本年度も別紙「第33回近代化融資及びNOx・排ガス融資並びに特別増車事業融資申込公募要綱」により融資申込みを公募することになりました。

つきましては、融資ご希望の向きは、次のような点にご注意のうえ当協会（支部経由）にお申込み下さい。

記

- 1 公募資格は、兵庫県内に本社がある会員に限ります。
- 2 融資を希望される方は、添付している「第33回近代化融資及びNOx・排ガス融資並びに特別増車事業融資申込公募要綱」を熟読いただき、書類を整えて下さい。
- 3 申込み手続きは、同封の書類（融資推せん申込書・事業計画書・企業要項）に所要事項を記入し、必要書類（見積書、車検証(写)等）を添付して申し込んで下さい。
なお、完成報告書は、事業が完了しその支払いが終わった時点で必要書類を添付のうえ提出して下さい。
- 4 平成21年度中に実施されるもので、公募開始以前に支払いをしたものであっても、平成21年4月1日以降に「つなぎ資金」等で必要資金を賄った場合で、「つなぎ資金」等の一括返済に充当する場合については推薦対象とします。（ただし、自己資金により支払済みのものは対象外とします。）
- 5 申し込みの際は、必ず所属する支部を経由して下さい。
- 6 NOx・排ガス融資については、車両の代替の場合、古い車両を必ず別紙「代替を証する書面」で抹消等の手続きをする必要があります。もし、手違いで抹消等の手続きができなかった場合は、融資金の返済と利子補給の打切りは勿論、既に支払済の利子補給金の返却を求めることとなりますので、ご注意下さい。
- 7 当協会が行う利子補給率は、次のとおりです。
 - (1) 近代化融資
 - 個別企業体 年 0.8%
 - 共同 体 年 0.8%
 - (2) NOx・排ガス融資
 - 個別企業体 年 1.2%以内の実行利率

- 共同體 年 1.2%以内の実行利率
- (3) 特別増車事業融資（申込希望の向きは、あらかじめお知らせ下さい。）

- 個別企業体 年 1.6%以内の実行利率
- 共同體 年 1.6%以内の実行利率

8 大規模プロジェクトで事業規模が1億円を超え50億円までの投資額の場合は、その30パーセントまで、全ト協の補完に係る融資が受けられる場合がありますので、ご希望の向きは、あらかじめお知らせ下さい。

また、本年度も添付している「NOx・排ガス無担保融資について」のとおり全ト協が公募予定ですので、ご希望の向きは、同様にお知らせ下さい。

※ 連絡事項

- ・ 当融資を利用される方は、下記低公害車の助成と併用できますので参考にして下さい。
- ・ 受付期間・助成額等の詳細については、環境事業部に問い合わせして下さい。
- ・ 助成の対象となる低公害車は、車両総重量が2.5トン超の事業用低公害車で、次の車両とします。
 - (1) 天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む。）
 - (2) ハイブリッド自動車
 - (3) 最大積載量4t以上（架装前）かつ重量燃費基準達成の低燃費自動車〔(2)ハイブリッド自動車を除く。〕
 - (4) 新長期規制適合車〔(3)低燃費自動車を除く。〕

(参 考)

取 扱 金 融 機 関

金 融 機 関 名	所 在 地	電 話
商工組合中央金庫		
神戸支店	神戸市中央区伊藤町111	(078)391-7541
姫路支店	姫路市総社本町111	(079)223-8431
尼崎支店	尼崎市東難波町5-19-8	(06)6481-7501
代理店信用組合		
兵庫県信用組合	神戸市中央区栄町通3-4-17	(078)391-6315
淡陽信用組合	洲本市栄町1-3-17	(0799)22-5551

第33回近代化融資及びNO_x・排ガス融資並びに 特別増車事業融資申込公募要綱

社団法人 兵庫県トラック協会

1 融 資 総 枠	43 億円
(1) 近 代 化 融 資	20 億円
(2) NO _x ・排ガス融資及び特別増車融資	23 億円

2 公 募 期 間

平成21年5月1日から平成22年1月31日まで

但し、推薦額が公募総枠に達した時点で終了するものとする。なお、融資枠に残額がある場合で、指定金融機関と調整済みの案件については、別途考慮する。

3 融 資 対 象 者

- (1) 貨物自動車運送事業法による許可を受け、かつ(社)兵庫県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者及び共同体であること
※従って、利用運送業のみの方は対象外です。
- (2) 商工組合中央金庫に出資している協同組合（兵庫県交通共済協同組合を含む）の団体又はその構成員であること
- (3) (2)の条件を具備していないときは、商工組合中央金庫の代理店信用組合の組合員であること
- (4) 本部及び支部会費が納入済であること
- (5) 兵庫県内に本社を有する会員であること

4 融 資 対 象 事 業

(1) 近代化融資事業

- ア 福利厚生施設の整備に要する資金
- イ 荷役機械、車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金
- ウ トラックターミナル、配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - トラック事業者が近代化、合理化のため事務機器の設置購入に要する資金及び設備の「補修・改修」に要する資金を含む

(2) NO_x・排ガス融資事業

- ア 古い排出ガス規制車を抹消等（別紙代替を証する書面）し、排出ガス基準適合車に買い換える資金
対象車両については、別紙①、別紙②及び別紙③のとおりとする。
また、抹消は、原則登録と同時に行うこと。
なお、当初予定の抹消車両を変更する場合は事前に変更車両の車検証の写しを、また購入車両を変更する場合は、当該車両の見積書をそれぞれ提出すること。
- イ ディーゼルフォークリフトを解体し、バッテリーフォークリフトに買い換える資金

(3) 特別増車融資事業

保有台数5両未満の事業者が、5両に達するまでの増車資金

5 融 資 条 件

(1) 融資推薦限度

- ア 近代化融資
 - 個別企業体 5,000万円迄
 - 共同体 1億円迄

イ NO_x・排ガス融資

○ 個別企業体及び共同体 1億円迄

ウ 特別増車融資

○ 個別企業体及び共同体 4,000万円迄

(2) 貸出利率 取扱金融機関の所定利率による。

(3) 償還期間

ア 車両（フォークリフトを含む） 5年以内

イ 荷役機械（起重機、コンベア等） 10年以内

ウ 施設等の構築物 10年以内

(4) 据置期間 償還期間のうち6ヵ月以内

(5) 担保、保証人 必要（取扱金融機関の定めるところによる。）

(6) 再融資の制限

再融資を受けようとする場合は、既往の借入金が、当初の約定に基づき正常な償還が実行されているものに限る。

6 利子補給

この制度融資の借入者に対し、(社)兵庫県トラック協会は次の補給率により利子補給を行うものとする。

(1) 近代化融資（貸出期間1年以上）

○ 個別企業体及び共同体 年 0.8%

○ 低公害車（CNG車・ハイブリッド車）の購入及び省エネ関連機器導入に係る融資の利子補給については、年1.2%

(2) NO_x・排ガス融資

○ 個別企業体及び共同体 年 1.2%以内の実行利率

(3) 特別増車融資

○ 個別企業体及び共同体 年 1.6%以内の実行利率

7 取扱金融機関

取扱金融機関は、商工組合中央金庫神戸支店、同姫路支店及び尼崎支店並びに同金庫の代理店信用組合の本店及び支店とする。

8 転貸融資方式

(社)兵庫県トラック協会に加盟する事業協同組合の組合員で、かつ(社)兵庫県トラック協会の会員は、転貸方式による融資申込みをすることが可能になりました。

転貸方式の概略は、別図「転貸方式の仕組みについて」のとおりであります。

9 申込方法

所定の申込書により、公募期間中に、所属支部を經由して(社)兵庫県トラック協会に申し込むこと。なお、申込書に見積書等の添付漏れがないようにすること。

10 申込先 社団法人 兵庫県トラック協会

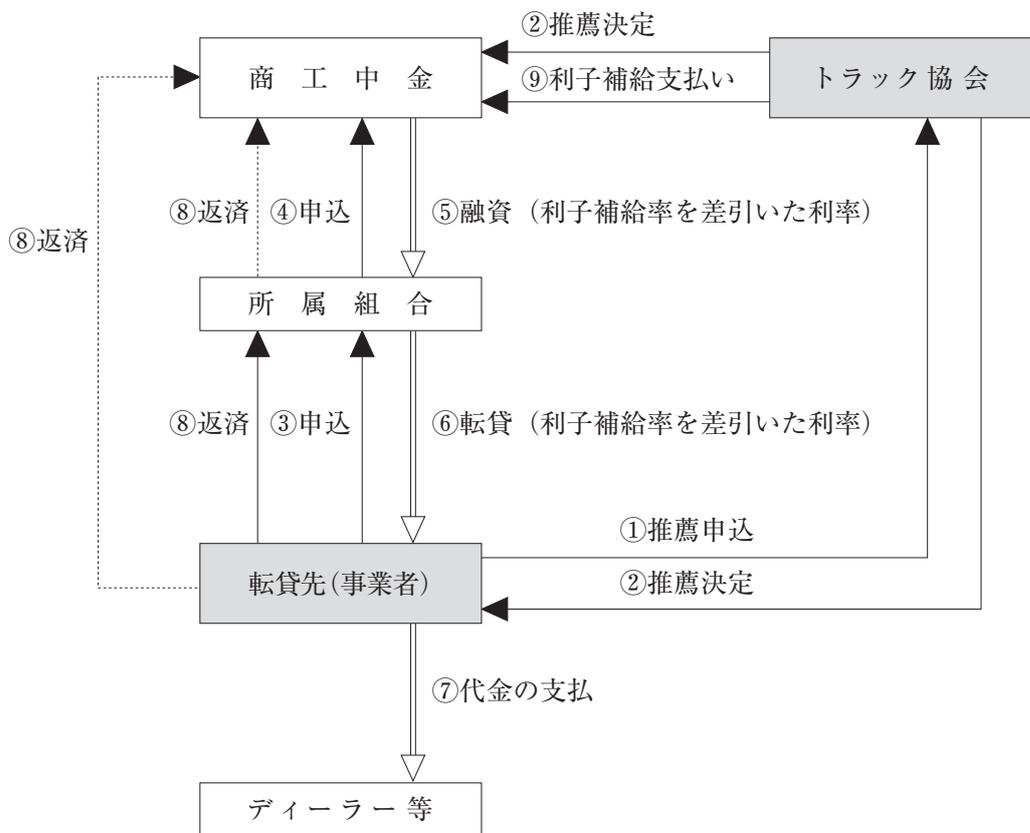
11 融資推薦適否決定通知日 申込月の翌月初旬

12 取扱金融機関受付開始日 推薦書通知後

13 融資実行は、平成21年度（平成22年3月31日）内に限る。

別図

転貸方式の仕組みについて



※ 融資申込みの手順

- ① 事業者は、(社)兵庫県トラック協会へ推薦融資の申込を行う。
- ② (社)兵庫県トラック協会が推薦適否を決定し、事業者・商工中金へ通知する。
- ③ 事業者(個別企業)は、所属する組合へ融資申込を行う。
- ④ 当該組合は、事業者の申し出を受けて、商工中金へ転貸融資の申込を行う。
(もし事業者(転貸先)が倒産した場合、組合は債務者として支払いの責任がある。)
- ⑤ 商工中金は、組合へ転貸融資をする。
- ⑥ 組合は、事業者へ転貸融資をする。
- ⑦ 事業者は、融資金によりディーラーへ車両代金を支払う。
(事業者(転貸先)は、原則借入の保証人になるので、保証人としての債務を負う。)
- ⑧ 事業者は商工中金へ返済を行う。
- ⑨ (社)兵庫県トラック協会は、商工中金へ利子補給金を支払う。(一括方式)

「代替を証する書面」

書面名称	発行機関等	備考
永久抹消登録記載による登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	車両の解体を行った場合
輸出抹消仮登録証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	車両の輸出を行う場合
登録識別情報等通知書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	登録を受けている車両の使用を中止する場合
現在登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	現在の所有者の名義人など登録事項を証明する場合
詳細登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	当該車両の新車時から現在に至るまでの歴代所有者、登録番号の変遷など総ての登録事項履歴記載
解体証明書	解体業者	フォークリフトの場合のみ



(別紙 ①)

自動車NOx・PM法に基づく排出基準 非適合車 (抹消等対象車両)

平成21年3月

デ イ ー ゼ ル 車		ガ ソ リ ン ・ L P G 車	
車両総重量	窒素酸化物等排出基準 〔測定モード〕	窒素酸化物等排出基準 〔測定モード〕	型式の識別記号
車両総重量	排出式の識別記号	排出式の識別記号	型式の識別記号
1.7t以下	NOx:0.48(0.25)g/km PM :0.055(0.026)g/km 〔10・15〕	NOx:0.48(0.25)g/km 〔10・15〕	昭和56年規制以前の適合車 L- J- H- 記号なし
1.7t超 2.5t以下	NOx:0.63(0.40)g/km PM :0.06(0.03)g/km 〔10・15〕	NOx:0.63(0.40)g/km 〔10・15〕	平成元年規制適合車 昭和56年規制以前の適合車 T- L- J- H- 記号なし
2.5t超 3.5t以下	NOx:5.9(4.50)g/kWh PM :0.175(0.09)g/kWh 〔D13〕	NOx:5.9(4.50)g/kWh 〔G13〕	平成4年規制適合車 平成元年規制以前の適合車 Z- T- M- J- 記号なし
3.5t超	NOx:5.9(4.50)g/kWh PM :0.49(0.25)g/kWh 〔D13〕	NOx:5.9(4.50)g/kWh 〔G13〕	平成4年規制適合車 平成元年規制以前の適合車 Z- T- M- J-

(注) 窒素酸化物等排出基準欄の()内の数値は、平均排出基準値を示す。
また、10・15は10・15モード、D13はディーゼル自動車13モード、G13はガソリン自動車13モードを示す。

(別紙 ②)

自動車NOx・PM法に基づく排出基準 適合車 (購入対象車両)

(注) 平成17年規制適合車については、別紙③を参照して下さい。

平成21年3月

ディーゼル車		ガソリン・LPG車	
車両総重量	排出ガスの規制区分	車両総重量	排出ガスの規制区分
窒素酸化物等排出基準 〔測定モード〕	型式の識別記号	窒素酸化物等排出基準 〔測定モード〕	型式の識別記号
1.7t以下	NOx:0.48(0.25)g/km PM :0.055(0.026)g/km 〔10・15〕	NOx:0.48(0.25)g/km 〔10・15〕	平成17年規制適合車 平成12年規制適合車 平成10年アイドリング規制適合車 昭和63年規制適合車
1.7t超 2.5t以下	NOx:0.63(0.40)g/km PM :0.06(0.03)g/km 〔10・15〕	NOx:0.63(0.40)g/km 〔10・15〕	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成6年規制適合車
2.5t超 3.5t以下	NOx:5.9(4.50)g/kWh PM :0.175(0.09)g/kWh 〔D13〕	NOx:5.9(4.50)g/kWh 〔G13〕	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成7年規制適合車
3.5t超	NOx:5.9(4.50)g/kWh PM :0.49(0.25)g/kWh 〔D13〕	NOx:5.9(4.50)g/kWh 〔G13〕	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成7年規制適合車

(注) 窒素酸化物等排出基準欄の()内の数値は、平均排出基準値を示す。
また、10・15は10・15モード、D13はディーゼル自動車13モード、G13はガソリン自動車13モードを示す。

(別紙 ③)

※ 平成17年規制以降の自動車排出ガス規制の識別記号（3桁の組合せ記号となります。）

1

平成21年3月

排出ガス規制年	1 桁目	
	低排出ガス認定	識別記号
平成17年規制	無	A
	NOx+PM10(※)	B
	NOx10(※)	N
	PM10(※)	P
平成18年規制	50	C
	75	D
	無	J
平成19年規制	無	E
	25	F
	50	G
平成20年規制	75	H
	無	K

(※) 軽油を燃料とする車輛総重量3.5トン超の自動車に限る。

燃料の別	2 桁目	
	ハイブリッドの有無 (重量車燃費基準達成又は適用状況)	識別記号
ガソリン・LPG	有	A
	無	B
	有(未達成又は不適用)	C
軽油	無(未達成又は不適用)	D
	有(達成)	J
	無(達成)	K
CNG	有	E
	無	F
メタノール	有	G
	無	H
その他	有	Y
	無	Z

用途	3 桁目	
	重量条件等	識別記号
貨物車・乗合	軽自動車	D
	車両総重量が1.7トン以下	E
	車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下	F
	車両総重量が3.5トン超	G

2 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1 桁目	
種類	識別記号
電気	Z

2 桁目	
燃料等の別	識別記号
電気	A
水素(圧縮水素)	B

3 桁目	
用途など	識別記号
貨物	B

(例)

17年低排出ガス認定 無
軽油車でハイブリッド 無
車両総重量3.5トン超

識別記号は、A D G となります。

平成21年度グリーン経営認証取得促進助成事業について

兵ト協では、会員各位の環境に配慮した経営の促進を目的に、交通エコロジー・モビリティ財団が実施するグリーン経営認証トラック事業を新規に登録又は更新をする場合に、その登録又は更新に要した費用の一部を下記のとおり助成いたします。

記

1 助成対象

交通エコロジー・モビリティ財団が実施するグリーン経営認証（トラック事業）を、平成21年4月1日から平成22年3月末日までに、新規に登録又は更新をした兵庫県内の会員事業所を対象とする。

2 助成金額

助成金の交付額は、1事業所につき50,000円とする。

ただし、会員につき、1事業年度に1回の交付を限度とする。

3 助成金予算

400万円（@50,000×80事業所）

4 申請受付期間

平成21年4月1日～22年3月23日

5 申請方法

様式1「グリーン経営認証取得促進助成事業実績報告書」に次の書類を添付し兵ト協に提出。

- ・グリーン経営認証登録証（写）
- ・新規登録又は更新に要した費用の明細（写）及びその支払いを証する書類（写）

6 お問い合わせ・相談窓口

（社）兵庫県トラック協会 環境事業部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL. 078-882-5556 FAX. 078-882-5565

以上

今回の兵ト協ニュースに「トラック運転者の危険予測テスト」を5部ずつ同封しておりますが、追加が必要な場合は斡旋させていただきますので事務局までご連絡ください。

TEL 078-882-5556 担当：輸送事業部



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

第45回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 「安全衛生標語」募集のご案内

平成21年3月

陸上運送事業労働災害防止協会

当協会では、第45回全国陸運労災防止大会が10月に盛岡市で開催されることを機に、本年度も、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入賞作品は、当協会の安全ポスターのスローガンに用いるなどにより、広く事業場で活用していただくこととしております。

募集の目的

事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与することを目的とします。

標語のテーマ

次の3部門について、具体的かつ簡明な表現による作品を募集します。

- ① 「荷役」部門……………荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの
- ② 「交通」部門……………交通労働災害の防止を呼びかけるもの
- ③ 「健康・快適職場」部門……………心身の健康の確保・増進と快適な職場環境の形成を呼びかけるもの

応募の資格

次のいずれかに該当する方とします（家庭の方を含みます。）。

- ① 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- ② 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方
- ③ 当協会支部の役職員の方

応募の方法

(1) 作品は、自作で、未発表のものに限ります。

どの部門についても応募いただけますが、一部門の作品数は、3点以内とさせていただきます。

(2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。『第45回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会「安全衛生標語」募集のご案内』のページをお開きください。

この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で何人かの方々の作品をとりまとめて応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙をお使いください。

(3) ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、必ず次の事項を記載した内容のものでご応募ください。

① 応募者の氏名とふりがな

② 応募者の勤務先

勤務先名（例えば、〇〇会社〇〇支店〇〇…〇〇課）

勤務先の住所・郵便番号と電話番号

③ 応募する部門の別（「荷役」、「交通」、「健康・快適職場」）

事業場で何人かの方々の作品をとりまとめて応募される場合には、どの作品がどの方のものであるかも明らかにしていただき、また、応募のとりまとめをされた方の氏名と連絡先も記載してください。

(4) 記入を終えた上記(2)又は(3)の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送（葉書、封書）等の方法により、当協会あてお送りください。

(5) 上記(2)又は(3)の応募用紙等に記載された個人情報、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためのみに利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

募集の締切

平成21年7月31日(金)（「夏期労働災害防止強調運動」の最終日）

郵送による場合は、7月31日までの消印のあるものを有効とします。

入選作品

(1) 入選作品及び賞品は、次のとおりとします。

賞品は、第45回全国陸運労災防止大会終了後に本人あてお送りいたします。

	入 選 作 品 数	賞 品
入 賞	3 作品（各部門ごとに、1 作品）	3 万円分の図書カード
佳 作	6 作品（各部門ごとに、2 作品）	1 万円分の図書カード

(2) 平成21年9月上旬に、入選作品を決定して、本人に通知いたします。

平成21年10月28日(水)に岩手県盛岡市で開催する第45回全国陸運労災防止大会で入選作品を発表し、また、当協会のホームページや広報誌「陸運と安全衛生」（平成21年11月号）に入選作品を掲載します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。）。

(3) 入選作品の著作権は、当協会に属するものとします。

入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等でスローガンとして用います。その使用に当たって、一部修正する場合があります。

応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1

陸運労災防止協会 業務部 事業・広報課（TEL：03-3455-3857）

FAX：03-3453-7561

E-mail：45hyougo@rikusai.or.jp

講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方であれば就業できません。

1. 講習日時・会場

学 科	講 習 日	平成21年6月4日(木) 9時～ 8時45分受付
	会 場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。 (公共交通機関を利用して下さい)
実 技	講 習 日	平成21年6月7日(日) 8時～ 7時45分受付 6月13日(土) 8時～ 6月14日(日) 8時～
	会 場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島8-11-3 ※駐車場：有

2. 受講料

	受 講 料	テキスト代	合 計	受 講 資 格
兵ト協 会 員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

3. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（(A4サイズにコピーして使用して下さい)

② 証明写真2枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。

2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

(2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

(3) 予約受付及び申込書受付期間

平成21年5月11日(月)～平成21年5月27日(水)

ただし、期間にかかわらず定員(50名)に達ししだい締め切ります。

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持参品

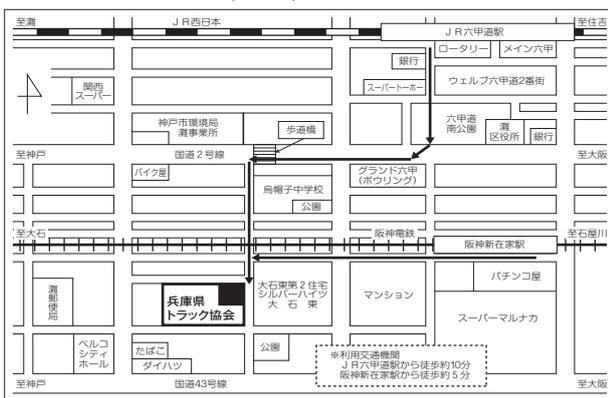
学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学 科 会 場

(社)兵庫県トラック協会

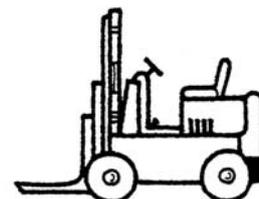
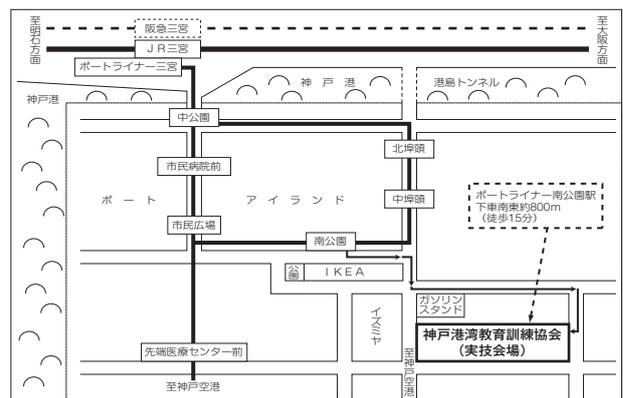
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



実 技 会 場

神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦3.5cm
横2.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	昭和 年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒 電 話 (携帯電話)		本籍	都道府県
勤務先	所在地	〒 電 話	F A X	
	名称			
所持する自動車 運転免許証	1. 大型特殊(カタピラ限定なし) 2. 大 型 3. 中 型 4. 普 通 5. 大型特殊(カタピラ限定付) (注)所持する免許に○を付けて下さい	免許証番号		
		取得年月日	年 月 日	
		発行者	公安委員会	
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して下さい。		平成 年 月 日		
		受講者氏名 ㊟		
書替・再交付年月日	※ 年 月 日			

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

◎ はい作業主任者技能講習会

※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成21年6月24日(水) 9時～17時
	2日目	平成21年6月25日(木) 9時～18時
講習会場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	陸運防兵庫県支部負担	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

4. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書 (A4サイズにコピーして使用して下さい)

② 証明写真2枚 (サイズ縦3.5cm、横2.5cm)

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。
2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等 (運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可)

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災害防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時 (12時～13時は除く)。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
 受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間
 平成21年5月18日(月)～平成21年6月12日(金)
 ただし、期間にかかわらず定員(100名)に達ししだい締め切ります。

5. 修了証

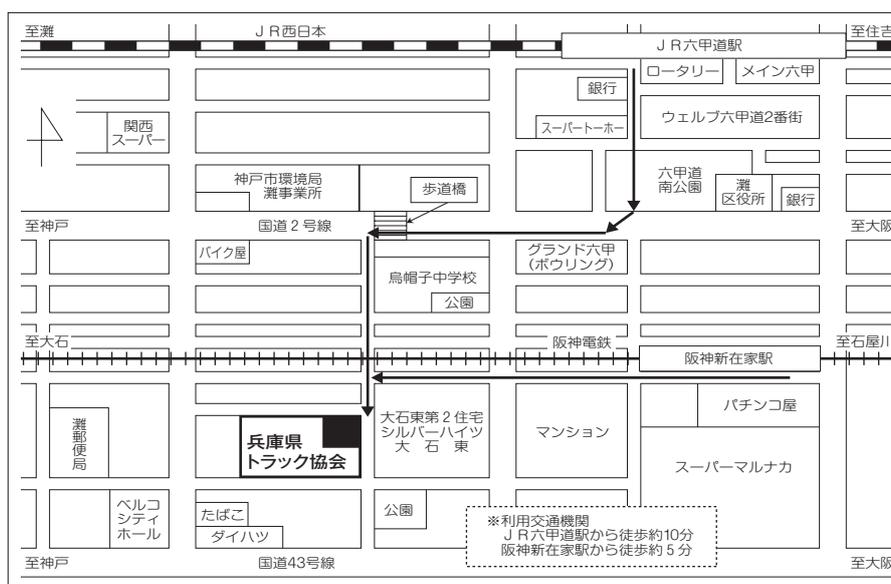
法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。
 2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

6. 持参品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

はい作業主任者技能講習会場 (社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
 TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付して下さい。
縦3.5cm
横2.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒 電話 (携帯電話)		本籍	都道府県
勤務先	所在地	〒 電話 FAX		
	名称			

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 月から _____ 年 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名 _____

事業者 _____ ㊟

書替・再交付年月日	※ _____ 年 _____ 月 _____ 日
-----------	---------------------------

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成21年度技能講習会実施計画表

平成21年4月 現在
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部

登録技能講習

講習名	講習日				講習会場	講習科目	定員	受講(予約)申込受付期間	受講料
	1日目	2日目	3日目	4日目					
第1回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	平成21年6月4日(木)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験	50名	平成21年 5月11日(月)～27日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円)		
	平成21年6月7日(日)	実技	神戸港湾教育訓練協会	フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験					
	平成21年6月13日(土)								
	平成21年6月14日(日)								
第2回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	平成21年9月3日(木)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験	50名	平成21年 8月3日(月)～26日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円)		
	平成21年9月6日(日)	実技	神戸港湾教育訓練協会	フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験					
	平成21年9月12日(土)								
	平成21年9月13日(日)								
第3回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	平成21年11月5日(木)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験	50名	平成21年 10月5日(月)～28日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	別途テキスト代 1,400円 (1,334円) (消費税5% 66円)		
	平成21年11月8日(日)	実技	神戸港湾教育訓練協会	フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験					
	平成21年11月14日(土)								
	平成21年11月15日(日)								
第4回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	平成22年3月4日(木)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験	50名	平成22年 2月1日(月)～24日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	※兵ト協会員は、 テキスト代無料		
	平成22年3月6日(土)	実技	神戸港湾教育訓練協会	フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験					
	平成22年3月13日(土)								
	平成22年3月14日(日)								
第1回 はい作業主 技能講習会	平成21年6月24日(水)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	はいに関する知識・機械荷役 関係法令・人力荷役 学科試験	100名	平成21年5月18日(月)～ 6月12日(金)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	6,500円 (6,191円) (消費税5%309円)		
	平成21年6月25日(木)								
第2回 はい作業主 技能講習会	平成22年1月20日(水)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	はいに関する知識・機械荷役 関係法令・人力荷役 学科試験	100名	平成21年12月14日(月)～ 平成22年1月8日(金)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	別途テキスト代 1,500円 (1,429円) (消費税5%71円)		
	平成22年1月21日(木)								

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成21年2月末現在）

（単位：円／ℓ）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	76.33	76.25	89.09	88.25
出 光	72.65	77.33	77.28	82.00
J エ ナ ジ ー				77.05
コ ス モ	71.79	74.50	96.67	93.50
昭 和 シ ェ ル	72.38			75.50
モ ー ビ ル	70.80		84.47	
エ ッ ソ	70.98	71.50	90.10	
ゼ ネ ラ ル	73.00			
そ の 他	73.04	76.15	79.80	78.50
総 計	73.00	75.80	85.54	81.64
21 ／ 1	全国平均	78.85	調 査 な し	83.55
	近畿平均	77.88		84.64

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成20年3月	107.25	110.08	116.32	113.82
平成20年4月	108.91	111.03	115.66	115.86
平成20年5月	95.13	99.70	101.23	104.12
平成20年6月	120.40	117.17	124.60	125.10
平成20年7月	131.75	130.94	136.58	139.02
平成20年8月	141.78	137.33	145.54	146.38
平成20年9月	142.33	144.81	149.62	151.40
平成20年10月	132.58	139.59	142.72	142.72
平成20年11月	119.07	126.22	132.70	130.81
平成20年12月	97.71	109.93	115.63	110.09
平成21年1月	86.80	90.96	102.81	98.29
平成21年2月	77.65	82.08	91.24	86.33
平成21年3月	73.00	75.80	85.54	81.64
年 間 平 均	110.33	113.51	120.01	118.89

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
21.2.23	P.66	住所 代表者 (代表者1名減)	(有)阪神デリバリー輸送 神戸市東灘区向洋町東3丁目無番地 石野友道・石野明	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東3丁目8-10 石野友道
21.2.25	P.177	代表者	相互物流(株) 小林茂幸	小林聡
2.27	P.137	代表者	ジャパンロード(有) 大北高司	大北憲史
3.2	P.105	名称 住所	(有)三和組運送店 神戸市西区見津が丘3丁目1-4	(株)三和 〒651-2228 神戸市西区見津が丘3丁目10-2
3.6	P.67	住所	(株)松原商会 神戸市東灘区御影中町6丁目高架下60号	〒658-0047 神戸市東灘区御影1丁目1-8
3.6	P.64	代表者	(株)立脇高速運輸 立脇光秀	高井隆正
3.9	P.166	代表者	有坂運送(株) 有坂正實	有坂元宏
3.9	P.5	代表者 (代表者1名減)	柄谷倉庫物流(株) 柄谷順一郎 久保園幸弘	柄谷順一郎
3.16	P.178	名称・代表者	大協建材(有) 大和憲一郎	大協建材(株) 大和慎輔
3.17	P.149	代表者	加古川物流(株) 馬田禎紹	大田博史

かなしみ

年月日	支部名	氏名	会社名
21.2.3	西播	小林茂幸様	相互物流(株)
2.13	東部	田中宗昭様	(株)福富運送

**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします!!**

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	主 たる 連 絡 先
21.2.17	神 戸 中 央	一般 利用	(株) 三 つ 葉 屋	吉 田 奈 帆	〒651-0082 神戸市中央区小野浜町 6 - 40 ☎ 078-332-7577 FAX 078-332-7677
3.2	淡 路	一般 利用	石 栄 丸 (株)	濱 本 達	〒656-0545 南あわじ市阿万西町656-6 ☎ 0799-50-5151 FAX 0799-50-5150
3.17	明 石	利用	近畿ロジスティクス(株)	下副田 弘 文	〒674-0081 明石市魚住町錦が丘 1 丁目13番地の14 ☎ 078-967-3993 FAX 078-967-3816
3.17	明 石	利用	弘由運輸機工(株)	下副田 弘 文	〒674-0081 明石市魚住町錦が丘 1 丁目13番地の14 ☎ 078-969-3114 FAX 078-967-3816
3.23	西神戸	一般	マンナ運輸(株)	海 野 隆 宏	〒654-0161 神戸市須磨区弥栄台 3 丁目15番地の10 ☎ 078-793-0721 FAX 078-793-0733

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	備 考
21.2.26	東神戸	一般 利用	松 原 運 送 (株)	菅 内 吉 則	事業休止
3.2	明 石	一般	(株) 相 友	中 嶋 則 子	事業廃止
3.4	神 戸 中 央	一般	(株) ト ラ ッ ク 物 流 セ ン タ ー	西 川 茂 人	事業廃止
3.5	西神戸	利用	ミヨシ物流(株)	角 谷 進 二	都合により
3.6	神 戸 中 央	一般 利用	(有) 学 校 厚 生 会	泉 雄 一 郎	事業廃止
3.18	西 宮	一般 利用	大 崎 運 輸 (株)	原 田 松 喜	事業休止

ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成21年3月9日現在)

H21・3・9 兵庫県トラック協会 東部支部 51,870円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口座番号 01170-6-54803
○口座名 社団法人 兵庫県トラック協会募金係



ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です

協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
3・1	第2回運行管理者試験	神戸国際展示場	3・27	全ト協海コン部会正副部会長会議	センタービル 会議室
4	兵ト協 理事会	兵ト協		港湾の安全輸送と活性化に関するセミナー	ポートピアホテル ポートピアホール
5	フォークリフト講習会(学科)	兵ト協	28	第5回睡眠時無呼吸症候群全国セミナー	生田神社会館 (神戸会場)
	全ト協第29回環境問題対策委員会	全ト協		— 4月の予定 —	
	天然ガス自動車フォーラム	経団連会館	4・2	正・副部会長会議	兵ト協
	中小企業緊急雇用安定助成金説明会	神戸港湾労働者 福祉センター	6	春の全国交通安全運動	
	自動車関係団体連絡会	自動車会館	10	百貨店部会「全体会議」	兵ト協
6	第11回国道43号周辺地域環境会議	兵庫 県 農業共済会館	13	税制問題小委員会	全ト協
	全国適正化事業部(課)長会議(西ブロック)	京都ガーデン パレスホテル	14	総務委員会	兵ト協
7	兵青協「第3ブロック親睦事業フルハーフ滋賀工場見学」	滋賀 県 南 市	15	小学新入生下敷き等贈呈式	山 の 手 小 学 校
	近畿ブロック青年経営者研修会	「琵琶湖ホテル」 滋賀県大津市		近畿地区道路利用者会議定例会議	シーサイドホテル 舞子ビル
8	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会	16	兵青協「新・旧合同役員会」	兵ト協
10	路線部会役員会	兵ト協	17	全国道路利用者会議・理事会	東 京 都 ・ 霞ヶ関ビル
	全ト協交通対策委員会	全ト協		兵青協HOT21(総会)	山 田 屋 神戸市中央区
11	ダンプ部会情報交換会	兵ト協	22	全ト協「百貨店部会」	全ト協
12	国土交通省来訪	兵ト協	23	食品部会「正副部会長・監事合同会議」	兵ト協
	兵庫交通労働災害防止関係機関連絡協議会	兵庫労働局		全国専務理事業務連絡会議	全ト協
13	近畿ブロック事務局連絡会議	兵ト協		食品部会「役員会」	兵ト協
	神戸市交通安全対策推進協議会	神戸市役所	24	路線部会総会	有馬御苑
14	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会		KTS正副部会長会議	クラウンプラザ 神 戸
	第5回睡眠時無呼吸症候群全国セミナー	ザ・フェニックス ホール(大阪会場)	27	交付金運営委員会	兵ト協
15	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会		— 5月の予定 —	
17	輸送秩序に係る特別小委員会東北ブロック連絡会議	仙 台 サンブラザ	5・12	安全性評価事業研修会	兵ト協
18	幹線沿道地域の自営転換促進に関する 調査研究第3回委員会	神 戸 銀行倶楽部	19	安全性評価事業研修会	西播支部
	三木会	兵ト協		全ト協引越部会総会	全ト協
19	「過積載根絶」合同キャンペーン	神戸市東灘区住吉浜町 ((株)シマフン コーポレーション前)		全ト協引越部会総会	全ト協
	引越・宅配情報交換会	県立生活科学 総合センター	20	安全性評価事業研修会	和 田 山 ジュビターホール
	全ト協 第80回通常総会	第一ホテル 京 東	21	東播支部 通常総会	
24	全国貨物自動車運送適正化実施機関本部長会議	第一ホテル 京 東	22	陸災防-本部 理事会・総代会	ホテルバシフィック 京 東
	兵ト協 予算総会	兵ト協	27	第46回通常総会(決算)	クラウンプラザ 神 戸
27	(財)兵庫県交通安全協会 正・副部会長会議 及び通常理事会・評議員会	楠公会館	28	全ト協海コン部会総会	ポ ー ト ピ ア ホ テ ル